

児童扶養手当所得制限限度額表

(平成 30 年 8 月 1 日以降)

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0 人	49 万円	192 万円	236 万円
1 人	87 万円	230 万円	274 万円
2 人	125 万円	268 万円	312 万円
3 人	163 万円	306 万円	350 万円
4 人	201 万円	344 万円	388 万円
1 人増えるごとに	38 万円加算	38 万円加算	38 万円加算

(注)

- 1 所得額には、養育費の 8 割相当額を含みます。
- 2 以下の場合、上記限度額に加算となります。

《受給資格者本人》

- ・老人控除対象配偶者または老人扶養親族・・・・・・・・・・10 万円
- ・特定扶養親族または控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）・15 万円

《配偶者及び扶養義務者》

- ・老人扶養親族（2 人目から）・・・・・・・・・・6 万円

3 各種控除について

雑損控除	地方税法による控除額 (相当額)	障害者控除	27 万円
医療費控除		特別障害者控除	40 万円
小規模企業共済等掛金控除		勤労学生控除	27 万円
配偶者特別控除		寡婦（夫）控除 ※	27 万円
社会保険料		一律 8 万円	寡婦特例控除 ※

※寡婦（夫）控除、寡婦特例控除は、
受給資格者本人には適用しない。